

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市西区 (28111)	
地域名 (地域内農業集落名)	伊川谷地区 (協集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月23日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・ほ場整備ができていないことにより、農道や水路などのインフラ等が未整備なままになっており、水源の不安定などから持続的な農業や農地の維持管理が困難である。また、ほ場整備をすすめるとしても、中心となる人材も不足しておりすすめることができない。

・集落内の人口減少と高齢化、農地の所有者が遠方などといったことから、草刈りをはじめ共同作業や農作業ができなくなってきており、耕作放棄地も増加している。

・農業の収入では新しい農業機械を購入することも既存の機械の修理もできない。そのため、機械が壊れたら農業の継続が難しい。

・米の買い取り価格が低く、ヌートリアなどの獣害も増えてきており、農業での収入が少なく農業を継続することは困難である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としつつ、花卉や野菜等の施設栽培に取り組んでいく。

・本地区で生産される花卉類は市場で高い評価を得ており、単価が高い品種の導入などにより、更なる高収益を目指す。

・新規就農者を集落として支え、後継者として育成していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・「農業を担う者」を中心に、農地の集積や集約化を検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・将来的に耕作者・後継者のいない農地等については、農地中間管理機構への貸付けを進め、「農業を担う者」による農地利用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・機械・施設等の導入支援や地場産農産物のPR等の販促活動を行うことで、「農業を担う者」の事業の持続拡大を促進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。